

戸籍等証明郵便請求書

(あて先)岡山県津山市長

令和 年 月 日

必要な戸籍等 ※必ず記入してください	本籍	岡山県津山市			番地
	筆頭者	※戸籍の最初に書かれている人。亡くなっても変わりません。			大・昭平・令 年 月 日生
	必要な方の氏名	※どなたの証明書が必要ですか。			大・昭平・令 年 月 日生
	謄本 (全部事項証明)	抄本 (一部事項証明)	↓	どのような事項が記載されているものが必要ですか？	手数料
戸籍	通	通	<input type="checkbox"/> 現在(最新)のもの <input type="checkbox"/> 死亡記載があるもの		1通450円
除籍	通	通	<input type="checkbox"/> 出生～死亡の連続した戸籍が()セット <input type="checkbox"/> ()～()の連続した戸籍が()セット <input type="checkbox"/> ()と()の関係がわかるもの		1通750円
改製原戸籍	通	通	<input type="checkbox"/> その他()		1通750円
戸籍附票	通	通	()から()までの住所履歴 下記事項は原則省略されます。必要な場合はチェックを付けてください。 <input type="checkbox"/> 本籍・筆頭者氏名 <input type="checkbox"/> 在外選挙人名簿の登録情報		1通300円
戸籍附票廃棄済み証明書		通	津山市では平成改製原戸籍以前の附票は廃棄しています。該当附票がすでに廃棄されている場合、戸籍附票廃棄済み証明書が必要ですか ※いずれかにチェックしてください⇒ <input type="checkbox"/> 要る <input type="checkbox"/> 不要		1通300円
身分証明書	※本人以外の方が請求する場合、委任状が必要です	通	禁治産又は準禁治産の宣告の通知を受けていない 後見の登記の通知を受けていない 破産宣告の通知を受けていない 左記3項目を証明します		1通300円
独身証明書		通	民法第732条(重婚の禁止)に抵触しないことを証明します		1通300円
受理証明書		通	届の種類 ()届 年 月 日 届出		1通350円

※最近2週間以内に戸籍の届出をされた方はその内容を記入してください

届出日	年 月 日	届の種類	出生・死亡・婚姻・養子縁組 離婚・その他()
届出地	都道府県 市区町村		

使用目的	
提出先	例:〇〇銀行〇〇支店
必要事項	上記以外に必要な記載がありましたら具体的に記入してください

請求者	住所	※住民票のある住所地あてに送付します		
	(フリガナ)氏名	(自署)	生年月日	大・昭平・令 年 月 日生
	必要な方との続柄	本人・配偶者・父母・子・祖父母孫・その他()	電話番号	屋間に連絡のつく番号

(津山市記入欄)

受付日	年 月 日	本人確認	免・保・個・無
切手			()
手数料		その他	
封筒	有・無		

< 郵送による戸籍等証明書の取りよせ方 >

本籍のある市町村役場の戸籍担当課に下記の書類を同封してご請求下さい。

請求してからお受け取りまで10日前後かかります。余裕をもってご請求ください。

①戸籍等証明郵便請求書	確認事項があればお電話しますので、電話番号を必ずご記入ください。
②本人確認書類のコピー	有効期限内の運転免許証・健康保険証などを氏名・住所・生年月日がわかるようにコピーしてください。住所の記載が裏面にある場合は裏面もコピーしてください。 健康保険証を本人確認書類として使用する場合は、保険者番号と被保険者等記号・番号が見えないようにコピーをしてください。
③手数料	郵便局で取り扱っている定額小為替か普通為替（無記名のもの）または現金書留でお送りください。 切手・収入印紙では換金できないため受領できません。 おつりが発生した際は切手でお返しする場合があります。
④返信用封筒・切手	封筒に氏名と送付先（請求者の住民票がある住所地）をご記入の上、切手を貼り付けてください。速達を希望される方は、赤字で「速達」と記入の上、速達料金の切手も併せて貼り付けてください。
⑤戸籍謄本のコピー等	請求者と請求対象者の続柄が津山市の戸籍で確認できない場合は添付してください。
⑥委任状	戸籍等を直系親族以外の方が請求される場合や、身分証明書・独身証明書等を本人以外の方が請求される場合は添付してください。
⑦その他疎明資料等	上記以外に必要なに応じて追加書類が必要になる場合があります。

ご不明な点がございましたら、津山市役所市民窓口課 までお問い合わせください。

< 請求先・お問い合わせ先 >

〒708-8501

岡山県津山市山北520番地

津山市役所 市民窓口課 各種証明郵便請求担当 宛

TEL 0868-32-2052

< 注意事項 >

■戸籍はプライバシー保護の観点から、正当な理由がないと発行されません。配偶者や直系親族の方（父母・子・祖父母・孫など）以外が請求される場合は、『請求者と必要な戸籍との具体的な関係』および『必要とする具体的理由・提出先』をできるだけ詳しく書いてください。

■現在の戸籍は『一組の夫婦と未婚の子ども』が基本の構成となっています。例えば、婚姻すると親の戸籍から抜け、配偶者とともに新しい戸籍をつくります。この時氏を変更しなかった方が筆頭者となっています。

■偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、罰金に処せられます。（戸籍法第135条の規定による）